

世紀転換期における有賀長雄の対外認識

伊藤信哉（松山大学）

※本稿において『外交時報』掲載の論文・記事は〔47〕のように号数を付して示す。

はじめに

有賀長雄(1860—1921)は、明治期の日本を代表する国際法学者のひとりであり、また日本における外交史学の祖とされる人物である。1860（萬延元）年に大阪に生れ、東京大学文学部に学んだ。同級生には、のちに早稲田大学の創設にかかわる高田早苗や天野為之などがある。卒業後は、国際法や外交史のみならず、社会学や国家学、国法学なども研究し、それぞれの領域において先駆的な業績を残した。一方、彼は官僚としてのキャリアも持ち、伊藤博文の総理秘書官や、農商務省特許局長などを歴任した。さらに教育者としては、高田や天野とのつながりから、東京専門学校（のち早稲田大学）を中心に、東京帝国大学、慶應義塾、学習院、陸軍大学校など多くの学校の教壇に立ち、学生の教育に尽力している。とくに陸軍大学校では多数の将校に戦時国際法の知識を教授し、その成果は日露戦争などで表れている。

有賀については、これまで辛亥革命後の中華民国との関係、とくに同国の憲法制定事業とのかかわりで分析されることが多かった。代表的な研究としては、熊達雲「有賀長雄と民国初期の北洋政権における憲法制定との関係について」『山梨学院大学法学論集』第29号、1994年や、李廷江「民国初期の日本人顧問—袁世凱と法律顧問有賀長雄」『国際政治』第115号、1997年、松下佐知子「中国における「国家」の形成—有賀長雄の構想」『日本歴史』第665号、2003年、曾田三郎「中華民国憲法の起草と外国人顧問—有賀長雄を中心に」『近きに在りて』第49号、2006年などが挙げられる。

これに対して本報告は、有賀が国際法学者、外交史学者として、世紀の転換期にどのような対外認識を抱き、これを読者に示したかを明かにしようとするものである。有賀の国際法学者としての活動に関する先行研究としては、右に紹介した松下佐知子によって、すでに幾つかの論稿が発表されている（たとえば「国際法学者の朝鮮・満州統治構想—有賀長雄の場合」『近きに在りて』42号、2002年。「日露戦争における国際法の発信—有賀長雄を起点として」『軍事史学』第40巻2-3合併号、2004年）。しかしこれらの論文も、当時の有賀の対外認識そのものに焦点を当てたものではないため、本報告では、とくにこの点の解明に重点をおくことにしたい。

また本報告では、雑誌『外交時報』に有賀が発表した論説を分析の対象とする。『外交時報』といえば、1920年代に半沢玉城が編集人となって以降、その影響力において「外交論壇の中心」ともいえるべき存在となったことで知られる（伊藤信哉『近代日本の外交論壇と外交史学』日本経済評論社、2011年）。しかし1898（明治31）年に創刊されてから数年のあいだは、創刊者である有賀の個人雑誌、あるいは立作太郎や戸水寛人、中村進午など、彼とその研究仲間による同人雑誌としての性格が色濃かった。しかしそれだけに、そこには有賀の国際社会に対する認識が、より鮮明に表れていると考えられる。本報告では、同誌の創刊から日露開戦にかけての数年間（1898—1904）に焦点を合せ、そこに詳密な分析を加えることで、19世紀末から日露戦争にかけての有賀の対外認識を解明することにしたい。

認識の枠組

この時期の有賀の対外認識は、ふたつの基本的な原則によって貫かれている。

ひとつめの原則は、日本の国家としての生存や、その国益の維持と伸張を、もっとも中心的な関心事としていることである。伊藤博文系の官僚として、また外交史学者として、19世紀半ば以降の欧米列強の外

交を直接間接に観察、研究してきた有賀にとって、守るべきは抽象的な理念や、外交思想としての一貫性ではなく、現実的な国益であった。周知のように、本報告が検討の対象とする19世紀末から20世紀初頭の時期は、英米独仏の4か国を中心とする欧米列強の合従連衡策が、目まぐるしく切り替る時期である。そのため有賀の対外認識も、情勢の変化に合わせて頻繁に変化している。

もう一つの原則は「欧洲列強の動向が主であり、東アジア各国（清韓両国など）は従に過ぎない」という考え方である。この点につき、彼は次のように述べる。

本邦関係の外交事件たる、其の外形に表はるゝ所は東亜に在りと雖も其の主動者及反対者は孰れも歐洲の強国なり、故に東亜に於て発起する外交事件の現在の真相及将来の傾向を知らむと欲せは勢ひ歐洲に於ける列強相互の關係を知らざる可からず（「欧洲列強の現在關係」〔3〕）

世界の大局は英露独仏の向背に依て定まる、奥伊以下の諸国は蠢々徒に他の後塵を拝するのみ〔…〕吾人は遺憾なから世人の已惚るゝ如く帝国は日清戦争の餘威に藉り一躍して一等国の伍班に列したりと言ふ能はず、而かも極東事件の処理には亦必ず何国と雖も帝国を度外視する能はざるは識者と共に認むる所、而して極東の外交なるものは北京若くは東京の外交に非ずして実は悉く倫敦、伯林、聖彼得堡若くは巴黎に於ける外交の反響に外ならざるを以て、心を外交の機微に潜むる者は三たび思を此に致して可なり（「欧洲半月外交史」〔26〕）。

そのため、たとえばこの時期の清国では、戊戌政変や義和団事件などの世界史的な諸問題が続発していたが、有賀は『外交時報』の報道では、これらの問題に、あまり大きな関心を示していない。また義和団事件以後のロシア軍の満洲占領についても、欧洲列強の駆引きの文脈を中心に解析している。

では以下、具体的な事件に対する有賀の認識を、観てゆくことにしたい。

清国分割問題

1898年、ドイツの膠州湾租借により口火を切られた、欧洲列強による「清国分割」の動きにつき、有賀は数か月に亘って、状況の分析を続けた。彼は「そもそも本件の契機は、露仏同盟の矛先が自国に向うことを怖れたドイツ政府が、ロシアの歓心を買うべく、自らの膠州湾占領によってロシアに関東州租借の口実を与えたことにある」と観ていた。そしてイギリスが、この独露の動きを傍観するであろうと予測し、日本は単独でこの独露の動きに対抗しなければならないと判断していた。

この時点での有賀の認識は、ロシア政府による「旅順の占領は一時的な措置である」との声明は信じがたく、ロシアは関東州の永久占領を目論んでいるというものである。そのうえで、日本政府がそれを承認するか否か、早急に決めるべきと提言した。加えて反対するのなら、それは言葉だけのものであってはならず、逆に承認するなら、その代償として朝鮮半島における譲歩を引き出すべきと主張した。

その後、イギリスが威海衛を租借する動きをみせ、またドイツへの接近が始ったとの報が伝ると、今度は「日本は露仏と英独のいずれの陣営に加わるのか、それとも局外に立ち進退の自由を残すのかを決めるべき」と説いている。

これらの論説において、有賀は自らの立場をはっきりとは述べていないが、前後の文脈から推察すれば、イギリスが動く前の段階では、「朝鮮の権益と交換に、ロシアによる関東州の租借を黙認する」策を推していたと考えられる。またイギリスが動いた後も、かりに「露仏と英独のいずれの陣営にも属さない」策を採ったとしても、やり方しだいで同盟策より多くを得られると主張している。そして実際に日本政府が採ったのも、少くとも1898年の時点では、有賀の推す政策であった。すなわち韓国における権益と引換えに、ロシアの関東州租借を黙認し（西・ローゼン協定）、また露仏と英独のいずれの陣営にも与さなかったのである。

ちなみに、日本がこのときに清国と結んだ「福建不割譲協定」について、有賀はその積極的意義として、

歐洲列強の動きに無為傍觀を続けてきた日本も、これで東アジアにおける歐洲協調の一員になったと評価している。

米西戦争

同じく1898年、米西戦争が始ると、有賀はこの戦争を、アメリカの不正により引き起されたとする。また日本の皇室とスペイン王室の親交を挙げ、ここで日本がアメリカに与するのは仁義に悖るとも論じた。そして大勢が決し、フィリピンの割譲が話題となると、いま米國がフィリピンを保有することは、日本商人の将来の南洋貿易を阻害するばかりでなく、日本の南方への膨脹の途を閉ざすとして反対した。そして将来、フィリピン群島の全部または一部を、正当な手段で日本に合併する余地を残すためにも、いまはスペイン領のままにするのがよいと主張している。

論説「米西平和會議に対する日本の態度」〔9〕では、アメリカのフィリピン領有に賛成する英独兩國と、反対する露仏兩國の間で、日本がどちらに与するかをを考えねばならないとして、この問題を再検討した。このとき有賀は、次のような論点を示している。まず清國の内地という、日本經濟にとって重要な市場に、アメリカという強敵を迎え入れるのは避けるべきではないか。つぎにイギリスに与してアメリカによるフィリピン併合を認めた場合、これを機に英米連合が成立するであろうが、日本がこれに参加することは隣國ロシアを敵に回す危険性を高める。また先述の通り、アメリカのフィリピン領有は、日本の南方膨脹の余地を減ずることになる。

さらに有賀は、確かにロシアには三国干渉の恨みがあるものの、かかる感情論が許されるのであれば、「無辜の西班牙をして合衆國の横議の爲めに土地を失はしむるは日本國民の本領たる仁義の許さざる所ならずや」と述べている。有賀は、自分は賛否を明言しないと書いているものの、日本は露仏に与すべきと考えていたことは明かであろう。

義和團以前の清國について

戊戌の新政と政変（1898年）について、前述の通り『外交時報』は大きく取り上げなかった。しかし有賀は、政変後に発表した論説「支那革新論」〔10〕で、これらの事件に論評を加えている。それをみると、今回の政変のさいに諸外國の執った措置は、國際法に照らしても何ら問題のないものだったとする一方、新政の中心人物たる康有爲については、厳しく批判している。すなわち、康がはじめに民間から革新を唱え、のちに転じて皇帝の威光を藉りて改革を成就しようとしたのは、どちらも現状変革の手法としては、実現の見込みのないものであった。そのうえで有賀は、清國を誘導して革新を実行させるのは、古來からの隣國であり、また日清戦争により列國干渉の端緒を開いた責任もある日本の義務であるとして、清國の地方總督に働き掛けることで、その革新を実現すべきと主張している。

これと併せて、この時期の清國について有賀が論じたのが「支那保全論」〔11〕である。彼は當時の清國が、自力で自國を保全できない状態にあるとしたうえで、代りにいかなる保全策がありうるかを検討した。そしてひとつの國が単独で保護にあたる「単独保全策」や、利害を一にする数か國が同盟して保全の任に当る「同盟担保策」に較べて、清國と外交關係を持つ列國が揃って保全の責に任ずる「連合担保策」こそ適切と論じている。この策は1856年以後のトルコに適用された前例があるが、これを清國に当てはめると、まず日米英仏獨露の6か國が連合條約を結び、清國に有する權利や特權の現状維持を約束する。また締盟國は清國の獨立と保全を約束し、締盟國や第三國による内政干渉と領土割譲に対抗することになる。その結果、清國問題は他の國際問題から切離され、また担保を与える連合6か國ばかりでなく清國にも有益である。有賀はこのように述べ、連合担保策の利点を主張した。この提案は、1922年の「九か國

条約」を先取りするものといえ、彼の思考の先見性を示している。

ファショダ事件と南アフリカ戦争

1898年秋のファショダ事件、また翌年秋に始った南アフリカ戦争は、ともに日本から遠い、アフリカ大陸で生じた紛争である。しかるにこの両事件につき、当時の『外交時報』は詳しい記事を作って報じている。しかし、ここで注目したいのは、これらの事件が歐洲列強のパワー・バランスにおよぼす影響について、有賀がどのように観ていたかである。

ファショダ事件については、第1にフランスが譲歩し、普仏戦争以来ともいえる屈辱にまみれたことで、フランスの対英感情が最悪化したとする。第2に露仏同盟はもともと対ドイツ同盟の性格を有していたが、本件と、清国分割問題における英露間の対立の結果として、対イギリス同盟としての性格を帯びはじめた。第3に、フランスはイギリスとの対立に備えてドイツとの関係改善を図る一方、イギリスはイギリスで、仏露との関係悪化のため、やはりドイツとの友好強化をめざすこととなり、結果的にドイツが、仏露と英の双方から提携を求められる立場となった。

有賀はこのように、事件のもたらした影響を説明した。そしてイギリスは今後、ドイツとともに日本に対しても、提携の強化を求めてくると予測する。そのうえで、日本がこの求めに応じることは、ロシアおよびフランスとの関係悪化につながるので、それだけの覚悟が必要と述べている。

南アフリカ戦争について、有賀はイギリスの勝利を疑ってはいない。その一方で、戦争の後始末も含めると、イギリスは当面、アフリカ問題に注力せざるをえないと見る。そこからイギリスが、これまで東アジア（清国分割問題など）で露独に譲歩を重ねてきたことも説明できるし、今後も東アジアではドイツと提携しつつ、北清ではロシアと、また南清ではフランスと、なるべく衝突を避ける方針を採りつづけるであろうと予測した。さらに露仏独の諸列強が、南アフリカへの干渉を自制した見返りをイギリスに求める可能性もあり、ロシアなどは清国方面に新たな進出を試みるのではないかと、日本政府に警戒を呼びかけている。

同盟論

ところで当時の有賀は、日本がどの国と提携するのが望ましいと考えていたのか。これまで述べてきたように、彼は1898年の段階では、ロシア（およびフランス）との衝突を怖れており、そこからイギリス（およびドイツ）との連携には否定的だったようにみえる。この年の12月号の記事「国防政策」〔11〕でも、自分は日英非同盟論者であると明言している。

またこの時期の、各国の実際の動きも、彼の見解を補強するものであった。1899年2月の論説「日英米独同盟弁妄」〔13〕において有賀は、イギリス側の希望に反して、米独両国は前年12月、相次いでイギリスとの提携に冷淡な態度を示したとし、英米同盟や英独同盟の可能性は消えたと指摘している。そして国内の紙誌が、日本とこれらの国々による四国同盟が間近であるかのごとく説くのは、「日本公衆が欧米の外交事情に暗き事実更に一證を加へたるに外ならず」と切り捨てている。

とはいえ、イギリスとの提携に否定的な有賀が、ロシアを信頼していたわけでもない。やや後の時期になるが、1899年11月の論説「露国外交の発動時機」〔22〕において、彼は次のように述べる。ロシアの外交的伝統は2つある。ひとつは他国の隙に乗じて自国の利益を図ること、もう1つは、その際に過去に結んだ協定や条約を平然と破ることである。そして南アフリカ戦争の開始により、イギリスの世界戦略に隙が生じたことから、ロシアは必ずこれに乗じ、いずれかの方面に進出してくると予測する。まだ進出の方面は明かでないが、それが東アジアであった場合、日本はこれを傍観すべきでない論じた。

そもそも有賀は、この時期、日本がどこかの国と「同盟」を結ぶことに批判的であった。彼は国際法学者として「同盟」と「協約（彼の言葉では協諾）」を区別したうえで、締約国の行動が厳しく制約される「同盟」ではなく、個別の外交問題につき複数の国が一時的に提携して行動することを約する「協約」を活用することが、現在の日本の状況に適していると主張している。また1900年4月の論説「特別友国論」〔27〕では、同盟国ではなく「之に依りて列強の意中を伺ひ、其の事情を察し、之を介して我が真意を伝へしむる」国としての「特別友国」を作るべきと論じた。そして具体的には、オーストリア・ハンガリーがこの特別友国に相応しいと主張するなど、他の論者とは一線を劃する独特の議論を展開している。

義和団事件

『外交時報』が義和団事件と日本の対応につき、最初に提言を行ったのは1900年6月のことであった。同誌は雑報欄の記事のなかで、欧米列強の出兵を妥当と述べたあと、これまで清国に対して野心を示してこなかった日本が、列国のなかで指導的かつ（清国政府との）仲介的役割を担うことが、他国の信用を得ており、また清国内の事情に通じている点からも好ましいとする。

次号の論説では、有賀はさらに具体的に、日本の出兵条件を検討する。彼はまず、現下の事態を「尋常一様の排外騒動に非ず」と観た。そして日本の行動の選択肢として「各国と足並みを揃へ受動的に行動する」「みずから進んで中心的な役割を担う」「他の列強の要請があつてから、はじめて中心的な役割を引受ける」の3つがあるとする。そのなかで日本が採るべきは最後の肢であり、理由として、国力に限界があること、また他国の要請を受けるかたちで行動すれば、受諾の条件を日本から指定できることを挙げた。そのうえで日本は、列強諸国が単独で清国と講和しないことを、その受諾の条件にすべきと主張している。

1900年9月、連合軍が北京を解放したあと、彼は、ロシアが提議する北京からの撤兵案を一蹴し、これを「列強の協調から日本を排除し、その功を奪おうとするたくらみ」と断じている。その翌月には、清国政府を今後どう処置すべきかを論じ、光緒帝の在位は認めるが西太后は退け、開明主義の要人による内閣の組織を求めている。また同じ号の別の論説では、イギリスが公開した外交文書に基いて、出兵までの日英交渉の経緯を批評し、日本の外交は大体において失敗こそしなかったが、拙劣遅鈍な対応が多かったと、青木外相を攻撃した。

講和会議の成果については「北京列国使臣会議の功過」〔42〕で、有賀は、講和内容を協議し決定した「北京使臣会議」につき「其の時日の長きと会数の多かりしとに比して功績僅少なり」と批判し、また「北京会議に因り清国官民の上に及ぼしたる影響は将来のために有益なりと言はむよりは寧ろ有害なり」と論じている。

本件に限らず、有賀の評論は国内外から十分に情報を蒐め、これに国際法学や外交史学の知識を加味して判断を下している。そのため彼の議論は、たとえば講和会議が長引いた理由を、各国代表が全権委任状を持たなかったことに求めるなど、客観的な事実即し、説得力のあるものだった。また日本の出兵につき「他国の要請を受けてから実行すべき」との主張は、実際に日本政府がとった行動と合致している。論説が発表された時期からみて、政府の方針がこの論説の影響を受けたとは考えられないが、彼の議論が学者の空論ではなかったことを裏づけるものといえる。

ロシアの満洲占領

ロシア軍による満洲の占領については、1900年12月号で「露清予備協約」の内容を報じ、日本がこの問題にどう対処すべきかを検討した。この論説「英独協商に関する露国の地位」〔35〕において有賀は、ロシアが北京解放の後も兵を退かず、満洲の占領を続けているのは、この地を永久占領し、そのまま事実

上の領有を企んでいるためと推測する。そして、ロシア軍の存在は北京の安全を脅かし、また東アジアの平和を危くするものであるから、日本としては、その既成事実化にあくまで反対すべきと主張している。

つづいて1901年3月号の論説「第二の露清条約に対して取るべき地位」〔38〕で有賀は、当時進みつつあった露清条約の締結交渉に関連し、条約案に含まれる、ロシアの清国に対する要求には正当なものも少なくないとする。一方で、占領軍の規模と駐兵期限が定っていない点や、第三国の権利や利益を侵す点などは不当であるから、日本は強く抗議すべきと論じた。ただし抗議に際しては、他の列強と連携するのが望ましいものの、英独両国は頼りにならないので、結局は日本が単独で行動せざるをえない。その結果、ロシアとの戦争になるかもしれないので、国民はその覚悟をすべきと説いた。なお戦争の見通しについては、ロシアの首都を攻略することなど到底不可能だが、同国の東アジア進出の企図を半世紀ほど遅らせるくらいは難しくないと予想している。

日本の抗議を受け、4月上旬にロシア政府が交渉の中止を発表すると、有賀は「露清条約問題の落着」〔39〕を著し、これを日本外交の成功と高く評価した。また、本件の副次的な成果として、日本の要求にロシアが譲歩したことで、清国が日本の実力を見直したことと、日本とロシアが対立したとき、他の列強がどう動くかを見定められたことを挙げている。後者についてみると、フランスはロシアと進退をともにし、アメリカは門戸開放の原則さえ守られれば清国の分割を武力で阻止するには至らず、ドイツは日露のいずれにも与しない。イギリスだけは日本に好意を示すものの、中立の義務に反しない範囲にとどまる。つまり日本がロシアと戦争になったとしても、他の列強は（少なくとも軍事的には）援けてくれないので、あくまで独力で闘う覚悟が必要と有賀は論じた。この推断は、4年後の日露戦争で的中することになる。

なお1901年10月、露清の協議が再開すると、彼は論説「満州問題再発と李鴻章の卒去」〔46〕を発表する。そこで清国側の交渉担当者である李鴻章の死去により、協議はしばらく停顿するが、ヨーロッパ方面で独仏と提携を深めたロシアは「日英の故障の如き亦顧みるに足らずとして」強硬な態度で交渉に臨んでくると予測した。また同年9月の記事において、イギリスは新疆方面のロシアの動きに対処するため、ロシアの満洲占領を容認するかもしれないと警戒している。つまり1901年秋の段階で有賀は、交渉の一時杜絶にも拘らず、満洲に対するロシアの野心は変わらないと見る一方、イギリスは提携の相手として、必ずしも頼りにならないと考えていた。

日英同盟とその後

1902年1月、日本はイギリスと同盟を結んだ。有賀は論説「日英同盟講評」〔50〕のなかで、この条約が、東アジアの平和維持に益するであろうと評価している。ただ注目すべきは、彼が合せて「歐洲列強のなかに清韓両国の侵略を企てるものはない」としたうえで、それはロシアに関しても同じ、と述べている点である。ロシアは1891年以來、もっぱらシベリアの開発に力を注いできたのであり、遼東半島への進出も日清戦争の結果として、日本が同地の領有を試みたことへの反作用としてなされたものであると、彼は書いている。仏独両国についても事情は同じであり、「故に英国以外の列強の慾望に因り極東の現状を破ることは近き未来に於て有るべきに非らず」というのが、有賀の見立てであった（この見立ては、前年までの彼のロシアに対する評価と矛盾するが、その理由は明かでない）。一方、彼が懸念したのは、歐洲列強ではなく清韓両国、とくに韓国の振るまいであった。頑愚で排外的な韓国人同士の私党間の争いが、ついには日英同盟の発動につながるような国際戦争に発展する恐れもあると指摘している。

ところが実際には、東アジアのその後の状況は、このときの有賀の予想とは異なる方向へ進んでいった。すなわち満洲からの撤兵を巡り、日露間は激しい対立に陥っていくのである。国内で対露開戦論も唱えられるなか、有賀は1903年5月に論説「戦機既に熟したるか」〔64〕を公表し、まだ外交交渉が尽くされていないとして、直ちに開戦することには反対した。具体策としてはロシア以外の列強および清国に働きか

けを行い、日本の立場への支持をとりつけると同時に、ロシア皇帝のもとに全権大使を特派して、直接交渉を試みることを提案している。

なお有賀は、決して戦争そのものに反対していたわけではない。右の論説でも、交渉が不調に終わったときは「その時こそ満州に於ける日本の利益保護を理由とし又朝鮮の独立保護を名として和戦の問題に移るべき」と主張しており、外交交渉による事態の打開ができないときは、躊躇なく戦争に踏み切るべきと述べていた。

その後も有賀は、くりかえし外交交渉による対立の解決を日本政府に求めており、またロシア皇帝のもとに大使を特派すべきことを提案している。それは1903年11月の「夢に遣露大使を送る」〔71〕まで続いており、そこでは具体的に大使として樺山資紀の名前まで挙げられていた。

しかし、ついに交渉は破れ、1904年2月に日露は交戦状態に入る。この結末について有賀は、細かい手法は別として、日本政府の交渉方針を基本的に評価している（「日露交渉顛末批評」〔74〕）。そして開戦は已むを得ない結果であったとしたうえで、自らも満洲総軍の総司令部付き顧問として従軍し、大山巖などとともに中国大陸に渡っていった。

おわりに（今後の課題）

このように、有賀長雄は世紀の転換期に、列強諸国のパワー・ポリティクスを中心として、その対外認識を組み立てていった。本報告ではその概要を明かにしたが、もちろん目配りの行き届かなかった点も少くない。最後に2つほど、自ら今後の課題と考える点について説明しておきたい。

ひとつめは時間的な掘りを持たせることである。有賀長雄の対外認識に関し、報告者はまだ日露開戦後の認識の変化などについて、十分な知見を得るに至っていない。これらについては、これから時間をかけて研究してゆくことにしたい。

ふたつめは、同時代的な比較である。この時期の対外認識については、たとえば日露戦争期のメディアなどについて、近年重要な研究が出されるようになってきている（たとえば片山慶隆『日露戦争と新聞』講談社、2009年など）。これらの研究成果を活かしつつ、有賀の対外認識を同時代人のそれと比較し、相対化してゆくことが、その意義を正確に把握するうえで重要と思われる。この点についても、今後の研究の課題としてゆきたい。

※ 本稿の内容を発展させ、また当日の質疑応答の内容なども反映させた論文を、後日公表する予定です。よって本稿の論文等への引用はご遠慮下さい。